

受理番号	受理年月日	件名及び要旨	提出者	送付 委員会名
4 年 第36号	4. 8. 26	<p>人権に関する県条例の制定等に係る要望について</p> <p>日頃より、茨城県においては、基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念に基づき、さまざまな人権問題に日々取り組んでいることに対し深く感謝申し上げます。</p> <p>近年、インターネットをはじめとした情報化の進展により、私たちの生活環境は大きく様変わりし、情報が容易に得やすくなり利便性は格段に向上した。しかしながら、その一方で、他人への誹謗中傷をはじめ、特定の個人のプライバシーに関する情報の無断掲示や、部落差別等に関して差別を助長するような情報の発信が後を絶たない。</p> <p>このような中、本年7月7日に「侮辱罪」の法定刑を引き上げた「刑法等の一部を改正する法律」が施行され、また、埼玉県では部落差別のない社会の実現を目的に、「埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例」が7月8日に施行された。</p> <p>茨城県内においては、本市をはじめとする特定の地域について、被差別部落であると指摘するような情報や関係者の苗字がインターネット上で発信、拡散されており、現在も閲覧が可能な状態にある。</p> <p>部落差別の解消の推進に関する法律には「現在もなお部落差別が存在する」と明記され、地方公共団体はその地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めることが「責務」として規定されていることから、茨城県内でのさまざまな人権問題の解決に向け、以下のとおり要望する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 人権に関する県条例を制定すること。 2. 人権侵害を禁じることを主旨とした法整備を国に働きかけること。 	古河市長 針谷 力 古河市議会議長 鈴木 隆	保健福祉 医療